

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前																
<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第14条の2 任命権者は、次の各号に掲げる職員から当該各号に定める請求があつたときは、公務に支障がある場合を除き、<u>第13条の規定による勤務</u>（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第14条の2 任命権者は、次の各号に掲げる職員から当該各号に定める請求があつたときは、公務に支障がある場合を除き、<u>第13条に規定する勤務</u>（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 ……略……</p>																
別表第2（第10条関係）	別表第2（第10条関係）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">……略……</td> <td style="text-align: center;">……略……</td> </tr> <tr> <td>(出産介護休暇) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</td> <td>職員の妻の出産予定日の2週間前の日から当該出産日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>(育児参加休暇)</td> <td>職員の妻の出産の前後16週間（多</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間等	……略……	……略……	(出産介護休暇) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の2週間前の日から当該出産日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間	(育児参加休暇)	職員の妻の出産の前後16週間（多	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">……略……</td> <td style="text-align: center;">……略……</td> </tr> <tr> <td>(出産介護休暇) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</td> <td>職員の妻の出産予定日の2週間前の日から当該出産日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>(育児参加休暇)</td> <td>職員の妻の出産の前後16週間（多</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間等	……略……	……略……	(出産介護休暇) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の2週間前の日から当該出産日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間	(育児参加休暇)	職員の妻の出産の前後16週間（多
事由	期間等																
……略……	……略……																
(出産介護休暇) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の2週間前の日から当該出産日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間																
(育児参加休暇)	職員の妻の出産の前後16週間（多																
事由	期間等																
……略……	……略……																
(出産介護休暇) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の2週間前の日から当該出産日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間																
(育児参加休暇)	職員の妻の出産の前後16週間（多																

<p>職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、当該出産に係る子又は<u>12歳に達する日若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日</u>（ただし、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。</u>）までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>胎妊娠の場合は24週間）における5日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間 職員の妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、16週間）前から、出産日後10週間以内の期間において、これを請求することができる。</p>	<p>職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、当該出産に係る子又は<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>胎妊娠の場合は24週間）における5日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間 職員の妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、16週間）前から、出産日後10週間以内の期間において、これを請求することができる。</p>
<p>（子どもの看護休暇） 12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うこ</p>	<p>1の年度において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p>	<p>（子どもの看護休暇） 12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うこ</p>	<p>1の年度において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間</p>

とをいう。) のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合		とをいう。) のため又は予防接種若しくは健康診断 <u>(小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)</u> を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。